

呉市入札参加資格者指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市が発注する建設工事等及び物品の売買・業務委託等（以下「請負等」という。）に係る契約の適正かつ円滑な履行を確保するため、本市の競争入札参加資格者名簿に登録された業者に対する指名停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者で、呉市契約規則第3条第3項により有資格業者名簿に登録している者をいう。
- (2) 指名停止 入札参加資格者が、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合において、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置並びに随意契約の相手方としない措置をいう。
- (3) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量・設計・監理・地質調査・補償等の建設コンサルタントに関する業務をいう。
- (4) 物品売買・業務委託等 物品の売買、借入れ、修繕、印刷製本、製造の請負及び役務の提供に関する業務をいう。
- (5) 代表役員等 入札参加資格者である個人若しくは法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (6) 一般役員等 入札参加資格者である法人の役員若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者をいう。
- (7) 使用人 入札参加資格者の使用人で一般役員以外のものをいう。

(指名停止に該当する旨の報告)

第3条 市発注の請負等を主管する課の長（課に準ずる組織の長を含む。以下「主管課長」という。）は、入札参加資格者が別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、指名停止に該当する事由の報告を行い、第6条第5項又は第6項に該当するときには指名停止の期間変更（解除）事由の報告を、それぞれ遅滞なく、その所属する部の長を経て、契約課を経由して市長に報告するものとする。

(指名停止の措置)

第4条 市長は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき、当該各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

この場合において、建設工事等に関するものについては、呉市工事請負業者選定

に関する規程第2条に規定される呉市入札参加業者資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、その意見を聴くものとする。

- 2 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前項の規定により指名停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「指名停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札又は随意契約を実施しようとするときは、当該指名停止業者を指名又は選定しないものとする。
- 3 市長は、一般競争入札を実施する場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施する場合に、当該指名停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止の措置）

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格者である共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前項又は前条第1項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第6条 入札参加資格者が、事案1件につき別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該指名停止の満了後1年を経過するまでの間にそれぞれ別表各号に掲げる措置要件に該当する原因となる行為があったとき。
 - (2) 別表第2号、第3号、第11号、第13号又は第14号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は期間の満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2号、第3号、第11号、第13号又は第14号に掲げる措置要件に該当する原因となる行為があったとき。
- 3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各

号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加資格者について指名停止を解除するものとする。

7 第4項及び第5項の規定により定める期間は、36月を超えることはできない。
(指名停止、変更又は解除の通知)

第7条 市長は、第4条第1項若しくは第5条の規定により指名停止を行い、又は前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、遅滞なく主管課長及び当該入札参加資格者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格者に対して指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約及び下請負の制限)

第8条 指名停止業者については、市発注の請負等の随意契約の相手方として選定し、市関係工事を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を得たときはこの限りではない。

(1) 市発注の請負等に特許を要する場合で、指名停止業者以外その特許権を有していないとき。

(2) 市発注の請負等に特別の技術を要する場合で、指名停止業者以外には相応するものがないとき。

(3) 市発注の請負等が、現在履行中のものに関連している場合で、指名停止業者以外に履行させることが、著しく不利となるとき。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、措置要件への該当・非該当の判断を行い、その結果、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し指名留保又は書面若しくは口頭による警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の引継)

第10条 指名停止の期間中に当該指名停止業者が第三者の資格者等と会社合併した場合又は営業譲渡等により第三者の資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該

指名停止業者に係る指名停止措置は、営業を受け継いだ第三者の資格等に継承させるものとする。

(指名停止の措置の公表)

第11条 市長は、指名停止を行ったときは、当該指名停止業者の商号又は名称、期間及び理由を公表するものとする。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

2 前項の規定による公表は、呉市契約課のホームページへの掲載により行うものとする。

(委任規定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

平成 9年4月1日制定

平成15年4月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日全部改正

平成24年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和 2年4月1日一部改正

令和 3年4月1日一部改正

令和 7年6月1日一部改正

令和 8年4月1日一部改正

(経過措置)

この要綱の実施前に発生した事案に係る指名停止については、なお従前の例による。

(要綱の廃止)

呉市物品購入等指名停止要綱（平成15年4月1日実施）は、平成23年3月31日をもって廃止する。

別表（第3条，第4条，第6条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>（故意又は不正な行為による粗雑工事等）</p> <p>1 契約の履行に当たり，故意に工事，製造等を粗雑にし，又は設計書等に定められた物件の品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められたとき。</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>（入札妨害）</p> <p>2 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>（1）代表役員等，一般役員等又は使用人が，入札妨害の容疑により，逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（2）（1）の場合にあって，市発注の請負等に関するとき。</p>	<p>4か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>
<p>（談合）</p> <p>3 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>（1）代表役員等，一般役員等又は使用人が，談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（2）（1）の場合にあって，市発注の請負等に関するとき。</p> <p>（3）（2）の場合にあって，当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず，（1）に該当したとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>
<p>（契約妨害）</p> <p>4 市発注の請負等について，落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	<p>12か月以内</p>
<p>（監督・検査妨害）</p> <p>5 市発注の請負等の監督又は検査の実施に当たり，その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>（入札不参加）</p> <p>6 市の発注の競争入札において，入札辞退の意思表示又は届出をせず，かつ，正当な理由がなく入札に参加しなかったとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>

<p>(虚偽記載)</p> <p>7 市発注の請負等の契約に係る競争入札の手続において申請書その他の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑等)</p> <p>8 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 市発注の請負等の契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(2) 市発注の建設工事において、工事成績が著しく不良であると認められるとき。</p> <p>(3) 市発注以外の契約の履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>9 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。</p> <p>(2) 他の号に掲げる場合のほか、市発注の請負等の履行に当たり、契約に違反し、請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>12か月以上36か月以内</p> <p>1か月以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害及び履行関係者事故)</p> <p>10 安全管理の措置が不適切であったため、次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 市発注の請負等の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 市発注以外の請負等の契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(3) 市発注の請負等の契約の履行に当たり、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 市発注以外の請負等の契約の履行に当たり、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上4か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>

<p>(贈賄)</p> <p>1 1 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 次に掲げる者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(2) 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>8 か月以上 3 6 か月以内</p> <p>6 か月以上 2 7 か月以内</p> <p>4 か月以上 1 8 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>1 か月以上 2 か月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>1 2 市発注の請負等の契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>6 か月以上 9 か月以内</p>

<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>13 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 代表役員等又は一般役員等が、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営の実質的関与をしていると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者に対し、又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難をされるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、又は(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(6) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関して暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>12か月以上36か月以内</p> <p>10か月以上30か月以内</p> <p>8か月以上24か月以内</p> <p>8か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>1か月以上18か月以内</p>
--	---

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 4 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 業務に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、本市発注の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) (1)の場合にあつて、市発注の請負等に関するとき。</p> <p>(3) (2)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出しているとき。</p> <p>(4) 業務に関して独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p> <p>(5) (4)の場合にあつて、市発注の請負等に関するとき。</p> <p>(6) (5)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出しているとき。</p>	<p>4か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>1 5 業務に関して法令に違反し、代表役員等、一般役員等又はその使用人が、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(指示又は営業停止)</p> <p>1 6 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項若しくは第2項の規定による指示又は同条第3項の規定による営業停止の処分を受けたとき。</p> <p>(2) (1)に掲げる場合のほか、業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受けたとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>

<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市の請負等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(代理人等の禁止)</p> <p>19 この要綱に基づく指名停止の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(経営不振)</p> <p>20 経営不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	<p>別に通知する日まで</p>
<p>(談合調査に対する虚偽報告)</p> <p>21 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取において、事実に反する説明を行い、市発注の請負等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>